

その 3 高額療養費の多数回該当が、佐賀県内であれば転居後も通算されます。

平成 30 年 4 月からは、佐賀県内のほかの市町へ転居した場合でも国保の資格は継続します。(保険証は転居後の市町で改めて交付します)。
過去 12 か月以内に高額療養費の支給が 4 回以上ある場合に、自己負担限度額が引き下げられる制度(多数回該当)について、佐賀県内のほかの市町への転居で、転居後も同じ世帯であることが認められたときは、転居前の支給も通算されます。



健康課 山崎

※自己負担限度額を超えた月を「●」としています

これまで	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	●	●		●	●	●	●	●
	1回目	2回目		3回目	1回目	2回目	3回目	4回目

ここで佐賀県内の他市町に転居

平成 30 年 4 月から	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	●	●		●	●	●	●	●
	1回目	2回目		3回目	4回目	5回目	6回目	7回目

ここから多数回該当に

医療費抑制のために

1. 特定健診を受けましょう

脳卒中や心筋梗塞などは、発症するまでほとんど自覚症状はありません。自覚症状が出たときにはすでに重症化している場合が多く、医療費は高額となり、個人負担も大きくなります。年に1回は特定健診を受けて、生活習慣の見直し、病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。
また、武雄市では、対象年齢の方に人間ドック・脳ドックの費用を助成しています。毎年対象者へ通知をしますので、ぜひご利用ください。



健康課 仁戸田

2. ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、これまで効果や安全性が実証されてきた新薬と同等と認められた低価格なお薬です。
ジェネリック医薬品の使用に関しては、お医者さんや薬剤師さんへご相談ください。

3. 健康づくりに取り組みましょう

まず歩くことから始めてみませんか。身体を動かして、高血圧や肥満を予防し、将来、脳血管障害や糖尿病にならないよう、健康で長生きをめざしましょう。

※市では健康ポイントに取り組んでいます(裏表紙をご参照ください)

国民健康保険税は、病気やけがなどをしてお医者さんにかかった時の医療費などにあてられる大切な財源です。保険税を納めることで、国保の運営が支えられ、皆さんの安心が守られています。保険税は納期内に納め、国保が健全に運営できるようご協力をお願いします。

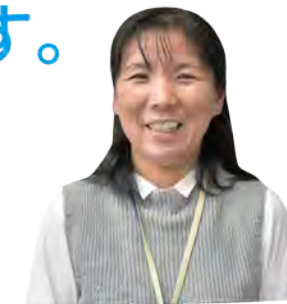
詳しくは 健康課 0954-23-9135

みんなで取り組む
3つの
チャレンジ

国民健康保険に加入している方へ

平成 30 年 4 月から
国民健康保険の制度が変わります。

その 1 保険者に佐賀県が加わり、国民健康保険税の決め方が変わります。



健康課 木村

これまで

各市町が、それぞれの市町内でその年にかかる医療費等を推計し、それを基に保険税率を算出。

これから

- ①県が、県内全体でその年にかかる医療費等を推計し、それを基に納付金(市町ごとに必要な金額)を決定。納付するために必要な標準保険税率を市町に提示。
- ②各市町は、標準保険税率を参考に、保険税率を算出。

※保険税の賦課・徴収はこれまでどおり、市が行うため、納付方法などは変わりません。

その 2 国民健康保険税の税率が変わります。

武雄市は標準保険税率を参考に、被保険者の急激な負担増を抑えるため、市の一般会計から 1 億円を国保会計に繰り入れて、税率を決定しました。

近年は糖尿病など生活習慣病の増加や高齢化などもあり、医療費は増加し、国民健康保険の運営は年々厳しくなっています。

武雄市国民健康保険の健全運営のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

税率等の改正内容	改正前	県が示す標準保険税率	改正後(繰入後税率)
医療保険分【75歳未満】	所得割	10.00%	11.00%
	均等割	25,500円	26,500円
	平等割	36,000円	36,300円
後期高齢者支援金分【75歳未満】	所得割	2.60%	2.73%
	均等割	7,500円	7,400円
	平等割	8,000円	7,600円
介護納付金分【40歳以上65歳未満】	所得割	2.40%	2.30%
	均等割	10,500円	8,300円
	平等割	6,300円	4,500円

所得割…世帯の所得金額に乗じて算定する割合
均等割…国保加入者一人あたりの金額
平等割…1世帯あたりの金額